

無料

調停手続相談会



身近なもめごとでお困りではありませんか？

あなたのトラブルを裁判所の調停委員が聴き取り、
調停を利用する方法をご説明します。

日 時 令和 8 年 10 月 12 日(月・祝日)

10 時～16 時 受付:10 時～15 時 30 分

会 場 ウェスタ川越 1階 多目的ホール D

(川越駅西口 徒歩約 5 分)

相談内容 金銭貸借、交通事故、土地・建物、近隣トラブル、ハラスメント、
相続、離婚、親権、養育費、子どもとの親子交流、親族間紛争
などに関する調停手続の利用について

費 用 無 料

予 約 不 要 (直接会場へお越し下さい)

相 談 員 川越調停協会所属 民事・家事調停委員

問合せ先 調停手続相談会問合せ窓口 ☎048-865-7639

(9 月 2 日～10 月 9 日、祝日を除く月・水・金の 10 時～16 時)

主 催: 川越調停協会 共 催: 埼玉調停協会連合会

後 援: 日本調停協会連合会、さいたま地方裁判所川越支部、さいたま家庭裁判所
川越支部、川越簡易裁判所、川越市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、
所沢市、狭山市、入間市、三芳町、川島町

一人で悩んでいませんか？ 



**裁判所の調停で、あなたのトラブルを
話し合って解決しませんか！**

裁判官と一般市民から選ばれた調停委員が、話し合いでの円満な解決のお手伝いをします。

●調停のメリットは？

- | | |
|----------------|------------------------|
| ① 自分ででき、手続きも簡単 | ④ 相手と直接交渉しなくて済む |
| ② 手数料が安い | ⑤ 非公開なのでプライバシーが守られる |
| ③ 迅速な解決が図れる | ⑥ 合意内容は裁判の確定判決と同じ効力を持つ |

●あなたの問題は？

- 土地・建物・部屋のもめごと
- 交通事故・建築紛争
- 近隣とのもめごと
- 給料・退職金
- 債務（借金）問題
- 請負・売買代金 など

簡易裁判所へ

- 夫婦関係
- 親権・親子交流
- 財産分与・年金分割
- 養育費・扶養料
- 相続・親族間のもめごと
- 認知・親子関係 など

家庭裁判所へ